

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人いずみ福祉会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めるものである。

(定 義)

第2条 本規程で役員とは、理事及び監事をいう。

- 2 本規程で報酬とは、法人と委任関係にある役員及び評議員の職務執行の対価として支払われるものをいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬等)

第3条 役員が理事会に出席した時は、別表1による報酬を支払う。

- 2 評議員が評議員会に出席した時は、別表1による報酬を支払う。
- 3 役員及び評議員が、指導監査・入札立会等に出席した時は、別表1による報酬を支払う。
- 4 但し、法人職員が兼務する場合は、本規程は支給しない。

(評議員選任・解任委員会)

第4条 監事及び外部委員が評議員選任・解任委員会に出席した時は、別表1による報酬を支払う。

(支 給)

第5条 報酬については、原則として業務従事日ごとに手渡すものとする。

(公 表)

第7条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規定は、平成30年4月19日から施行する。

この規定は、令和2年6月17日から施行する。

別表1 報酬

| | 単位 | 報酬 | 条件 |
|---------------|----|---------|----------------------|
| 理事 | 日額 | 10,000円 | 理事会及び評議員会出席につき |
| 監事 | 日額 | 10,000円 | 理事会及び評議員会及び監事監査出席につき |
| 評議員 | 日額 | 10,000円 | 評議員会出席につき |
| 評議員選任 解任委員 | 日額 | 10,000円 | 評議員選任・解任委員会出席につき |

*上記の報酬は、所得税控除前の金額とする。

*所得税額は給与所得の源泉徴収税額表の乙表を適用する。

*役員（理事・監事）の報酬総額は年間60万以内とする。